



# 協会けんぽ OSAKA

## 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的として、健康保険法施行規則第50条に基づき健康保険の被扶養者（ご家族）を対象に、現在も被扶養者資格を満たしているか、再確認を毎年実施しております。

被扶養者資格の再確認は、**被扶養者（ご家族）の方の現況確認だけでなく、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認**となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました



### 令和5年度の実施結果

- 扶養解除者数…………… 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）…… 約10億円

### 令和6年度 被扶養者資格再確認の流れ

#### 確認対象者

18歳以上の被扶養者（ご家族）

（令和6年4月1日時点）

※該当者がいない事業所さまには被扶養者状況リストはお送りいたしません。

#### 送付時期

令和6年10月上旬

令和6年10月下旬（順次発送）

協会けんぽから事業所さま宛に被扶養者状況リストが届く

被扶養者  
状況リスト

#### 届いたら

対象者となる被扶養者（ご家族）の資格（収入等）を確認し、リストにご記入ください。

#### 確認の結果

解除となる被扶養者が  
**いない** 場合

解除となる被扶養者が  
**いる** 場合

#### 提出するもの

- 被扶養者状況リスト※  
（別居や海外在住の場合他に添付書類が必要です。）
- 被扶養者状況リスト
- 被扶養者調書兼異動届
- 保険証

返信用封筒にて協会けんぽへご提出ください。

#### 提出期限

令和6年  
**11月29日**（金）

※詳しくは被扶養者状況リストに同封のリーフレットをご確認ください。

9月2日

スタート!

## 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください

協会けんぽでは、9月2日から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設いたします！

マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書等に関するお問い合わせの際は、ぜひご利用ください。

電話番号 **0570-015-369**

受付時間 **8:30～17:15** ※土日祝日を除く

（※）マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）をお願いいたします。

（※）協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しております。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

# 定期健康診断結果の提出はお済みですか？

従業員の皆さまが毎年受けられている定期健康診断（事業者健診）の結果については、協会けんぽへの提出が義務付けられています。（健康保険法第150条）

## 健診結果をご提出いただくと…

### 従業員の皆さまの利便性が向上します！

マイナポータル上でご本人が健診結果を閲覧できるようになります。

また、マイナ保険証を利用して医療機関を受診する際に、本人同意のもと医師に健診結果を見てもらうことで、重複する検査を省けるほか、健診結果をもとに診療を進めてもらうことができます。

### 従業員の皆さまの健康維持のサポートを行います！

提出された健診結果をもとに専門職（管理栄養士や保健師）がアドバイスを行う**特定保健指導**を実施しています。

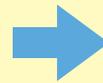
食生活や日々の過ごし方など、専門知識を用いて生活習慣の改善をサポートします！

また、協会けんぽには、加入者のみなさまの健診受診率などの実績が各都道府県の保険料率に反映される制度があります。（インセンティブ制度）

未来にご負担いただく保険料のためにも、健診結果をご提出ください。

協会けんぽの**生活習慣病予防健診**を利用されていない事業所さまは、まずは健診結果の提出に関する**「提供依頼書」**をご提出ください。

（「提供依頼書」に記載いただいた内容をもとに協会けんぽが対応いたします。）



# 健康経営優良法人認定2025の申請が始まります！

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な**「健康経営®」**を実践している企業を顕彰する、経済産業省が創設した制度です。「中小規模法人部門」の認定要件には、「**健康宣言**」の社内外への発信や、健康診断・保健指導等に関する項目が含まれております。



まだ**「健康宣言」**されていない事業所さまにおかれましては、**「健康宣言エントリーシート」**をご提出いただくと、協会けんぽの健康づくりサポートを活用することができますので、この機会に健康経営優良法人の認定取得を目指しませんか？

※健康経営優良法人認定の申請は例年8月中旬～下旬頃より始まります。詳しくは「Action!健康経営」のHPをご確認ください。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康宣言エントリーシート」  
はこちらからダウンロード！



「はじめませんか？健康宣言」  
（協会けんぽ大阪支部）

「健康経営優良法人認定制度」  
についてはこちらから！



「Action!健康経営」  
（日本経済新聞社）

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300（自動音声案内）

おかけ間違いにご注意ください

受付時間

8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）